

運転免許証を自主返納した

富士吉田市民の方を応援します！



対象

- ・満70歳以上の富士吉田市民で運転免許証を自主返納された方
申請期間は、運転免許証を返納した日から1年以内です
ただし、平成30年4月1日以降に取消通知書の交付を受けた方が対象

支援内容

市内を循環しているタウンズニーカーフリーパスを交付
(使用開始日から起算して1年間有効)

申請方法

- ①山梨県警察本部運転免許課や各警察署で有効期間中の運転免許を返納
※免許返納手続きについては富士吉田警察署交通課へお問合せください
- ②「申請による運転免許の取消通知書」又は「運転経歴証明書」を受け取る
※「運転経歴証明書」は別途申請が必要です
- ③富士吉田市役所企画課で申請
※受付時間 8:30~17:15(土日祝日を除く)
《必要書類》
 - ・印鑑
 - ・本人確認のための書類(健康保険証・マイナンバーカード等)
 - ・「運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」の写し
※「運転経歴証明書」の場合は本人確認のための書類は不要です
- ④審査終了後、郵送で交付されます



●お問い合わせ先●

富士吉田市役所 企画課
富士急山梨バス株式会社

0555-22-1111(内線 252-228)
0555-72-6877

富士吉田市では高齢者の運転による交通事故を未然に防止するため
自主的に運転免許証を返納された方を支援します！

STEP1

有効期間中の免許証を返納します

山梨県警察本部運転免許課(都留分室含む)や
各警察署にて手続きします

免許返納手続きについては
富士吉田警察署交通課
(22-0110)へ問合せください



STEP2

「申請による運転免許の取消 通知書」を受取ります

「運転経歴証明書」取得には
別途申請が必要です



STEP4

フリーパスを受け取ります

1年間有効
対象者本人1回限り

申請から約3週間ほどで
郵送で届きます



STEP3

富士吉田市役所企画課(2階) で申請します

受付時間 8:30~17:15
(土日祝日を除く)

《必要書類》

- 印鑑
- 本人確認のための書類
(健康保険証・マイナンバーカード等)
- 「運転免許の取消通知書」または
「運転経歴証明書」の写し
(「運転経歴証明書」の場合は
本人確認のための書類は不要)



タウンズニーカーは、通院・通学・買い物など市民のみなさまの日常生活を支えるため、また高齢者など公共交通に頼らなければならない方にご利用いただける移動手段として、富士吉田市が富士急山梨バス株式会社と協力して運行している市内循環型の公共交通バスです
富士山駅を起点とする3路線(中央循環、上暮地・明見循環、熊穴・新倉循環)があります

●お問い合わせ先●

富士吉田市役所 企画課
富士急山梨バス株式会社

0555-22-1111(内線 252・228)
0555-72-6877